

全国健康保険協会管掌健康保険  
現金給付受給者状況調査報告

令和4年度

全国健康保険協会

# 第一部 傷病手当金

# I 調査の概要

## 1. 調査の目的

全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者を除く。）の傷病手当金の受給者の状況を調査し、事業運営のために必要な基礎資料を得ることを目的としている。

## 2. 調査の対象

令和4年10月の傷病手当金受給者全員を調査対象としている。

## 3. 調査事項

受給者の性、年齢、標準報酬月額、傷病名、支給日数、支給金額、支給回数、支給期間及び事業所の状況。

## Ⅱ 調査結果の概要

調査対象件数は311,099件である。協会けんぽ月報の傷病手当金実績件数との差があるが、これは集計時点の違いによるものである。

なお、この調査の疾病分類は社会保険表章用疾病分類表による。また、疾病分類のうち、「特殊目的用コード」には新型コロナウイルス感染症が含まれる。令和4年10月分の特殊目的用コードの件数は151,263件で構成割合は48.62%となっている。(表4)

### 1. 性別、年齢階級別の状況

性別に支給件数の構成割合をみると、男性が48.86%、女性が51.14%であり、被保険者の男女の構成割合(令和4年10月時点)と比べると、女性の支給件数の構成割合の方が高くなっている。(表1)

表1 性別別支給件数の構成割合

	支給件数割合(%)		(参考)被保険者数割合(%)	
	男性	女性	男性	女性
合計	48.86	51.14	58.61	41.39

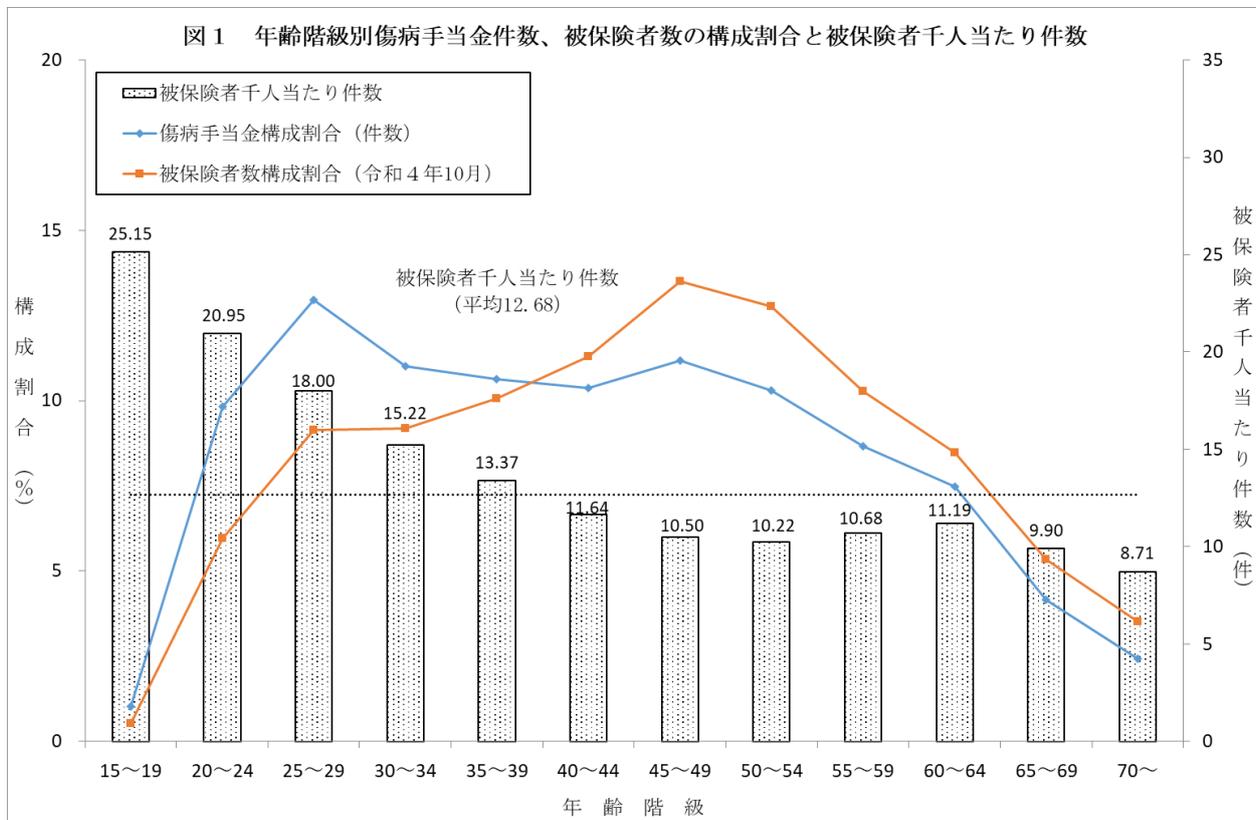
年齢階級別にみると、25～29歳が12.95%で最も高く、次いで45～49歳(11.19%)が高い。男女別では、男性は女性に比べて15～19歳と55歳以上の階級で高くなっている。

1件当たり日数の平均は19.28日であり、男女別にみると、男性が20.03日、女性が18.56日となっており、男性の方が長くなっている。年齢階級別にみると、男性、女性ともに、おおむね年齢が高くなるに従い期間が長くなる傾向がみられ、男性では45歳以上で、女性では50歳以上で平均日数以上となっている。(表2)

表2 性別・年齢階級別支給状況

	件数の割合(%)			1件当たり日数(日)			1件当たり金額(円)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	100.00	100.00	100.00	19.28	20.03	18.56	105,992	122,359	90,351
15～19歳	1.02	1.08	0.96	11.15	10.31	12.05	44,171	41,583	46,951
20～24歳	9.83	8.08	11.50	14.27	12.99	15.14	64,482	60,370	67,243
25～29歳	12.95	10.94	14.88	16.52	15.34	17.34	83,560	81,435	85,053
30～34歳	11.02	9.94	12.05	17.21	16.15	18.04	92,099	94,776	89,988
35～39歳	10.62	10.11	11.11	16.83	16.57	17.05	93,362	103,474	84,564
40～44歳	10.37	9.74	10.98	17.52	18.10	17.02	101,111	120,374	84,770
45～49歳	11.19	10.53	11.81	19.07	20.23	18.08	112,667	137,815	91,242
50～54歳	10.29	10.24	10.35	20.97	22.11	19.89	126,553	153,513	101,054
55～59歳	8.66	9.64	7.72	23.64	24.61	22.47	144,487	169,707	114,381
60～64歳	7.47	9.78	5.26	25.70	26.08	25.04	144,256	160,002	116,279
65～69歳	4.16	6.10	2.31	27.14	27.30	26.75	133,196	143,067	108,258
70歳以上	2.42	3.81	1.09	30.31	30.46	29.83	139,563	145,496	119,695

傷病手当金の支給件数の年齢階級別構成割合を被保険者の年齢階級別構成割合（令和4年10月）と比較したものが図1である。傷病手当金の支給件数の構成割合は被保険者の構成割合に比べ、40歳未満の階級で高くなっている。その結果、被保険者千人当たり件数は、40歳未満の若い年齢層で平均（12.68件）以上の数値となっている。



## 2. 傷病別の支給状況

傷病手当金の受給の原因となった傷病別に件数の構成割合をみると、特殊目的用コードが48.62%で最も高く、次いで精神及び行動の障害（18.11%）、感染症及び寄生虫症（7.10%）、新生物（6.89%）、筋骨格系及び結合組織の疾患（4.37%）、循環器系の疾患（3.66%）となっている。男女別にみると、男女ともに特殊目的用コードが高く、男性では45.87%、女性では51.25%となっている。（表3）

年度別に傷病手当金の受給の原因となった傷病別の件数の構成割合をみると、新型コロナウイルス感染症を含む特殊目的用コードについて、令和2年は0.71%であったが、令和4年は48.62%と大きく増加した。一方、精神及び行動の障害は、増加傾向にあり、平成15年には10.14%と10%を超え、令和3年には32.96%となっていたが、令和4年は18.11%まで減少し概ね4割減となった。（表4）

傷病手当金の傷病別における件数の構成割合を令和4年10月分の診療報酬明細書（以下「レセプト」と言う。）の傷病別における件数の構成割合（入院）と比較したものが図2である。特殊目的用コード、精神及び行動の障害、感染症・寄生虫症の疾患は傷病手当金の件数割合が高く、それ以外はレセプトの件数割合が高くなっている。

傷病手当金の傷病別における件数の構成割合を年齢階級別にみると、特殊目的用コードが70

歳未満の各階級で最も割合が高く 45 歳未満では 50%を超える。一方、新生物の割合は 55 歳未満の各階級で 10%未満であるが、年齢が高くなるに従い増加し、70 歳以上では最も割合が高くなり 26.40%となっている。(図 3)

1 件当たり日数を傷病別にみると、新生物が 36.59 日、先天奇形、変形及び染色体異常が 36.41 日、循環器系の疾患が 36.26 日、精神及び行動の障害が 35.06 日、神経系の疾患が 34.85 日と長く、一方、特殊目的用コードが 7.43 日、感染症及び寄生虫症が 8.23 日、呼吸器系の疾患が 21.20 日と短くなっている。(分析表第 2 表の 2)

1 件当たり支給金額を傷病別にみると、最も高いのは循環器系の疾患 (211,279 円) であり、最も低いのは特殊目的用コード (37,475 円) となっている。(分析表第 2 表の 3)

表3 傷病別・性別・年齢階級別 件数の構成割合

	(%)		
	総 数	男 性	女 性
総数	100.00	100.00	100.00
感染症及び寄生虫症	7.10	6.73	7.46
新生物	6.89	7.60	6.22
血液及び造血管の疾患並びに免疫機構の障害	0.13	0.13	0.12
内分泌、栄養及び代謝疾患	0.59	0.78	0.40
精神及び行動の障害	18.11	17.40	18.79
神経系の疾患	1.57	1.75	1.39
眼及び付属器の疾患	0.42	0.57	0.28
耳及び乳様突起の疾患	0.30	0.25	0.34
循環器系の疾患	3.66	5.94	1.48
呼吸器系の疾患	0.78	0.95	0.62
消化器系の疾患	1.41	1.85	0.98
皮膚及び皮下組織の疾患	0.30	0.40	0.20
筋骨格系及び結合組織の疾患	4.37	5.10	3.68
腎尿路生殖器系の疾患	0.75	0.71	0.78
妊娠、分娩及び産じょく	1.67	-	3.27
周産期に発生した病態	0.00	-	0.01
先天奇形、変形及び染色体異常	0.09	0.09	0.09
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	0.44	0.46	0.42
損傷、中毒及びその他の外因の影響	2.80	3.41	2.22
特殊目的用コード	48.62	45.87	51.25

表4 傷病別 件数の構成割合

	平成 7 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総数	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
感染症及び寄生虫症	3.21	2.98	2.89	2.03	1.57	1.25	1.23	1.30	2.28	7.10
新生物	14.79	18.02	20.59	21.09	20.40	18.99	18.63	17.72	14.56	6.89
血液及び造血管の疾患並びに免疫機構の障害	0.69	0.72	0.41	0.32	0.35	0.36	0.32	0.32	0.25	0.13
内分泌、栄養及び代謝疾患	3.36	3.15	2.61	1.98	1.89	1.62	1.56	1.61	1.23	0.59
精神及び行動の障害	4.45	5.12	10.14	21.46	25.67	29.09	31.30	32.72	32.96	18.11
神経系の疾患	3.28	3.51	4.41	4.13	4.06	4.10	4.00	3.86	3.22	1.57
眼及び付属器の疾患	1.26	1.18	1.31	1.11	1.03	1.14	1.06	1.02	0.80	0.42
耳及び乳様突起の疾患	0.64	0.67	0.66	0.55	0.66	0.66	0.66	0.61	0.54	0.30
循環器系の疾患	15.24	15.86	15.24	13.45	11.54	10.50	10.05	9.48	7.79	3.66
呼吸器系の疾患	4.20	4.04	3.16	3.62	1.93	2.01	2.10	2.05	1.50	0.78
消化器系の疾患	14.64	11.19	7.40	4.83	4.23	3.70	3.55	3.63	2.91	1.41
皮膚及び皮下組織の疾患	1.24	1.23	1.03	0.69	0.74	0.71	0.67	0.67	0.54	0.30
筋骨格系及び結合組織の疾患	15.00	14.45	13.36	11.22	11.14	11.06	10.89	10.56	8.87	4.37
腎尿路生殖器系の疾患	3.21	3.06	2.55	1.98	2.08	2.01	1.90	1.84	1.58	0.75
妊娠、分娩及び産じょく	1.60	1.77	2.41	2.66	3.93	4.26	3.88	3.84	3.52	1.67
周産期に発生した病態	0.02	0.00	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00
先天奇形、変形及び染色体異常	0.80	0.76	0.68	0.26	0.29	0.19	0.23	0.19	0.18	0.09
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2.12	1.91	1.49	0.93	1.03	0.91	0.88	0.98	0.86	0.44
損傷、中毒及びその他の外因の影響	10.24	10.38	9.63	7.68	7.45	7.43	7.06	6.89	5.60	2.80
特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	-	0.71	10.79	48.62

図2 傷病別における件数の構成割合の比較

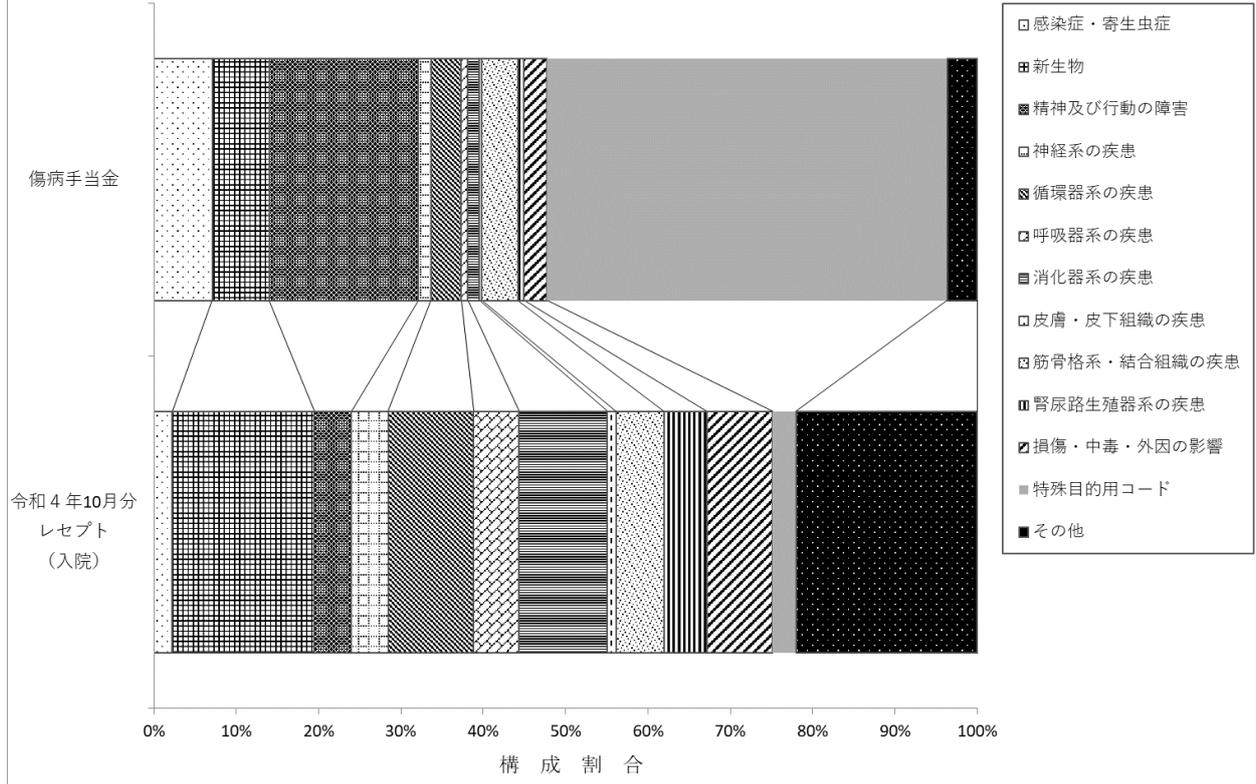
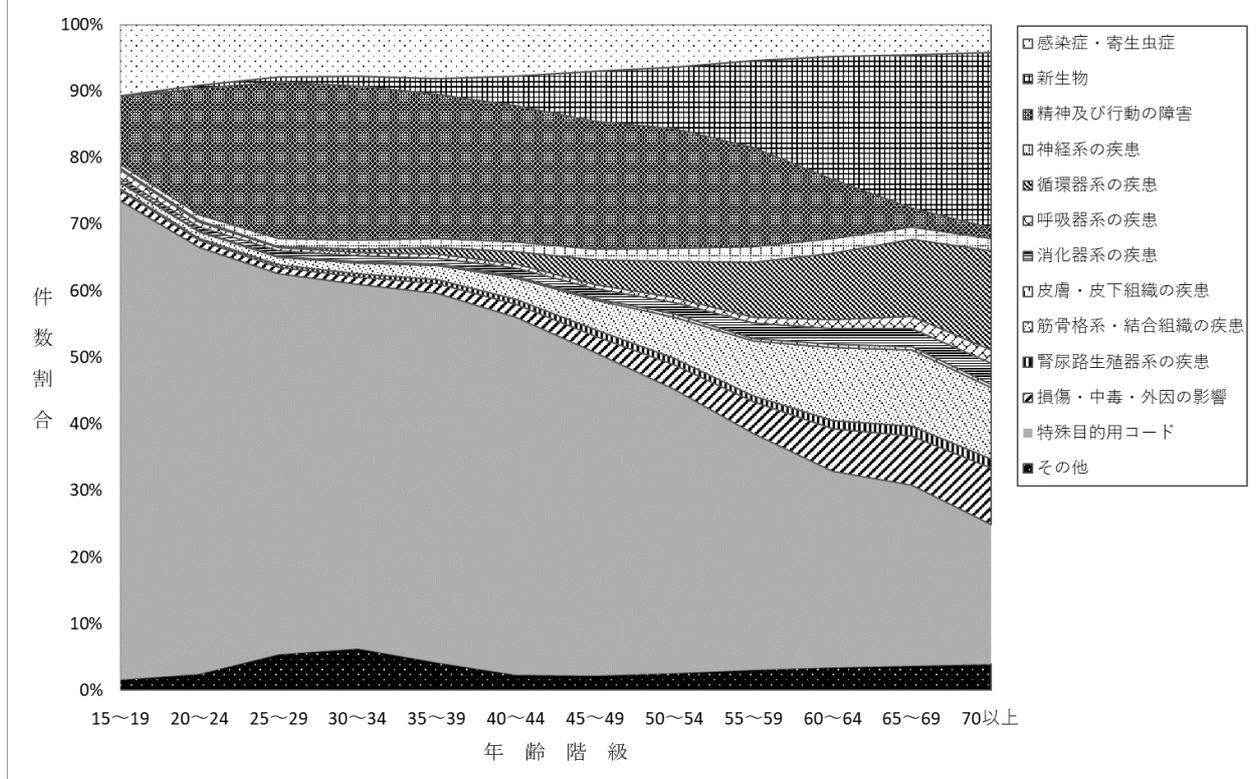


図3 年齢階級別、傷病別の件数割合



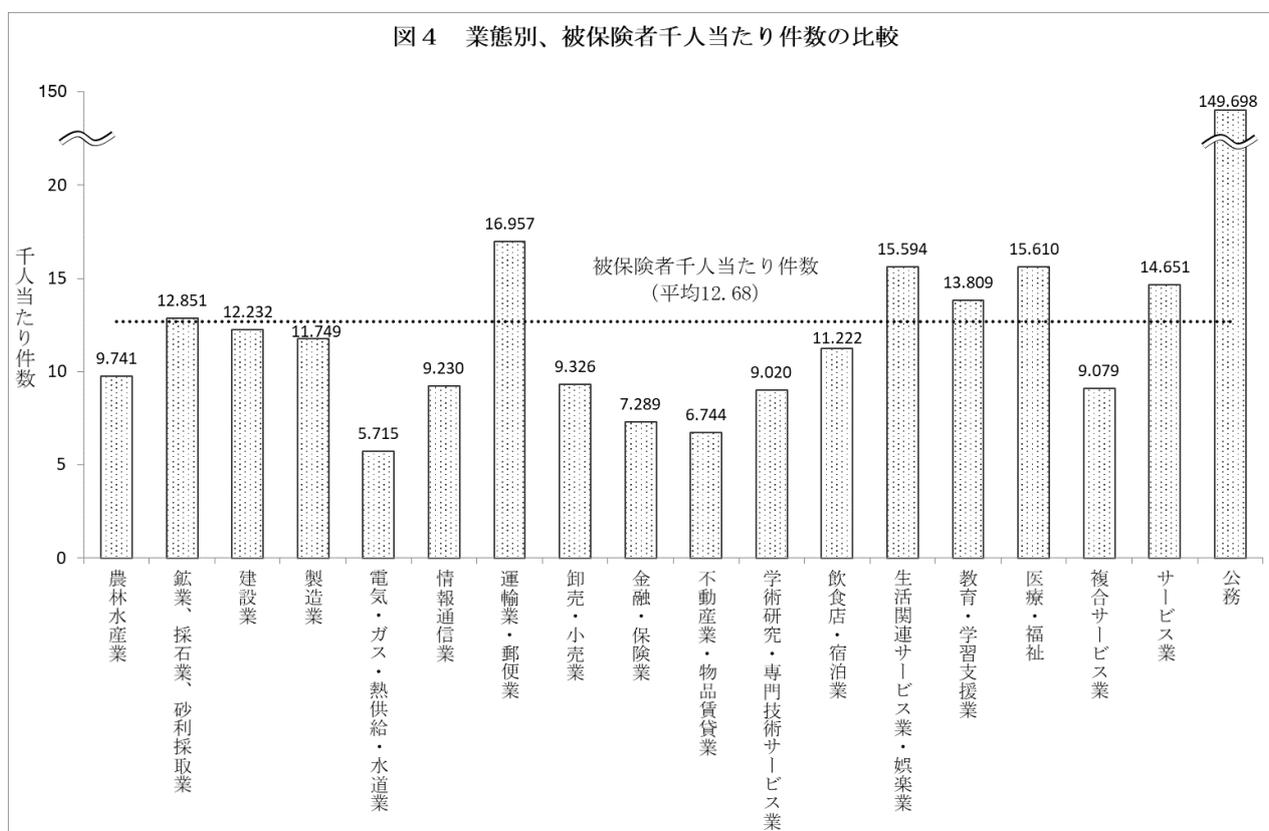
### 3. 事業所の業態、規模別の支給状況

事業所の業態別に傷病手当金の件数の割合をみると、社会保険・社会福祉・介護事業(12.07%)、医療業・保健衛生(10.20%)、職業紹介・労働者派遣業(8.37%)が高くなっている。男女別にみると、男性では道路貨物運送業(9.21%)、総合工事業(7.41%)、職別工事業(7.11%)が高く、女性では社会保険・社会福祉・介護事業(18.33%)、医療業・保健衛生(16.46%)、職業紹介・労働者派遣業(11.02%)が高くなっている。傷病手当金の件数の割合を被保険者の業態別の構成割合と比較すると、職業紹介・労働者派遣業、医療業・保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業は傷病手当金の割合が高く、卸売業、専門・技術サービス業、不動産業は低くなっている。(分析表第3表)

業態の大分類別に被保険者千人当たり件数をみたものが図4である。法改正の影響があった公務に加えて運輸業・郵便業、医療・福祉、生活関連サービス業・娯楽業が高く、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業・物品賃貸業、金融・保険業が低くなっている。

被保険者千人当たり件数を事業所の規模別にみると、件数割合では500人以上の規模が17.96%と最も高く、次いで100~299人(17.54%)、50~99人(13.27%)となっている。これを男女別にみると、男性が規模100~299人(16.43%)、女性が規模500人以上(22.86%)で最も高い。(表5)

1件当たり日数は、規模が2人以下の事業所では28.21日と最も長く、10~19人の事業所では17.87日と最も短くなっている。(分析表第4表)



注：本調査では令和4年10月中に支払となった傷病手当金（多くは令和4年10月以前の療養期間について申請されたもの）を調査対象とし、被保険者千人当たり件数は令和4年10月末時点の被保険者数に対する傷病手当金の件数である。公務については、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の改正による共済組員資格の適用要件の拡大に伴い、令和4年10月以降協会けんぽにおける公務の被保険者数が大きく減少したことから、千人当たり件数が多くなっている。

表5 事業所の規模別・性別 支給状況

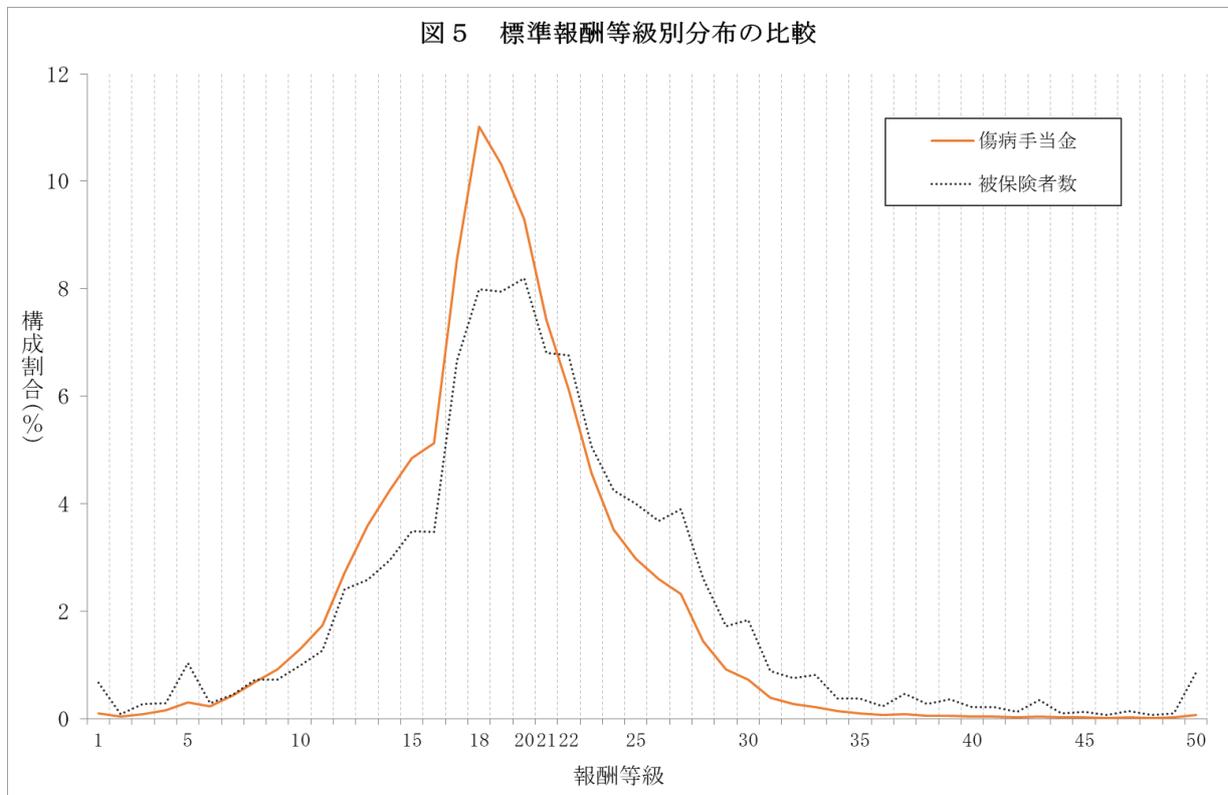
(%)

	傷病手当金			(参考)
	総数	男性	女性	被保険者数
総数	100.00	100.00	100.00	100.00
2人以下	3.42	3.44	3.39	5.63
3・4人	2.99	3.57	2.43	5.26
4人以下(再)	6.40	7.01	5.83	10.89
5～9人	8.25	9.91	6.67	9.87
10～19人	11.94	14.15	9.83	11.50
20～29人	8.19	9.39	7.04	7.31
30～49人	10.29	11.40	9.23	9.03
50～99人	13.27	13.73	12.83	11.67
100～299人	17.54	16.43	18.61	16.31
300～499人	6.15	5.15	7.10	6.14
500人以上	17.96	12.84	22.86	17.28
1,000人以上(再)	11.86	7.88	15.67	11.07

4. 標準報酬等級別の支給状況

傷病手当金の支給件数について標準報酬等級別の構成割合をみると、18級(220千円)が11.02%で最も高くなっている。男女別にみると、男性は20級(260千円)が10.00%で最も高く、女性は18級(220千円)が12.77%で最も高くなっている。(分析表第6表)

被保険者の標準報酬等級別の分布と比較すると図5のようになり、傷病手当金の受給者は9級(126千円)から21級(280千円)までは被保険者の構成割合より高くなっているが、22級(300千円)以上では低くなっている。



## 5. 支給日数別の支給状況

支給日数別の件数の割合をみると、1～10日（55.64%）、31日（12.94%）の割合が高くなっている。1日当たりの金額をみると、支給日数が30日で5,901円と最も高くなっている。（表6）

表6 支給日数別 支給状況

日数階級	件数の割合	1日当たり金額
	(%)	(円)
総 数	100.00	5,498
1～10日	55.64	5,031
11～20日	7.43	5,233
21～29日	5.96	5,571
30日	7.13	5,901
31日	12.94	5,878
32～40日	2.54	5,443
41～50日	1.77	5,433
51～60日	1.42	5,377
61日以上	5.18	5,444

## 6. 支給期間別の支給状況

傷病手当金の支給期間（支給開始日から令和4年10月の申請の支給末日までの期間）別の支給状況をみたものが表7であり、平均支給期間は83.96日（約3ヶ月）となっている。

支給期間別の件数の割合は30日以下が64.07%と最も高く、31～60日が6.50%、61～90日が4.72%となっており、期間が長くなるに従い割合が低下する傾向がある。

支給期間を男女別にみると、平均支給期間は男性が94.48日、女性は73.91日となっており、男性のほうが長くなっている。

平均支給期間を傷病別にみると、精神及び行動の障害（214.55日）、神経系の疾患（201.30日）、循環器系の疾患（198.50日）、が長く、一方、特殊目的用コード（8.38日）、感染症及び寄生虫症（11.60日）、妊娠、分娩及び産じょく（56.67日）は短くなっている。男女別にみても、男性は精神及び行動の障害（220.21日）、神経系の疾患（211.63日）、女性は精神及び行動の障害（209.53日）、神経系の疾患（188.84日）が同様に長くなっている。（分析表第9表）

表7 支給期間別 支給状況

	総 数		男 性		女 性	
	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)
総 数	100.00	105,992	100.00	122,359	100.00	90,351
30日以下	64.07	43,895	60.60	49,554	67.38	39,032
31～60日	6.50	191,780	6.38	209,072	6.61	175,827
61～90日	4.72	232,071	4.94	248,967	4.50	214,343
91～120日	3.18	223,151	3.49	241,844	2.89	201,641
121～150日	2.41	222,673	2.67	241,699	2.17	200,245
151～180日	2.06	228,012	2.25	247,403	1.88	205,903
181～210日	1.96	222,616	2.27	241,499	1.67	198,097
211～240日	1.68	215,485	1.94	235,498	1.43	189,416
241～270日	1.35	226,881	1.54	239,403	1.17	211,150
271～300日	1.30	220,584	1.49	235,411	1.12	201,794
301～330日	1.29	221,166	1.46	239,340	1.13	198,881
331～360日	1.27	226,726	1.44	249,534	1.12	198,543
361～390日	1.29	219,001	1.44	239,067	1.15	194,936
391～420日	1.17	213,712	1.36	230,318	0.99	191,933
421～450日	1.18	226,310	1.37	246,471	1.00	199,964
451～480日	1.14	219,032	1.30	236,230	0.99	197,407
481～510日	0.99	210,711	1.19	226,064	0.80	188,857
511～540日	0.87	208,615	1.04	218,750	0.70	194,309
541日以上	1.56	206,361	1.84	213,447	1.29	196,735
平均支給期間（日）	83.96		94.48		73.91	

## 7. 減額支給の状況

傷病手当金は労務不能になってから3日間は支給されず、4日目から支給が開始される（健康保険法第99条）。また、出産手当金が支給された場合や、報酬の全部または一部を受けることができる場合には、全部または一部が支給停止される（同法第103条、第108条第1項）。さらに、厚生年金保険法による障害厚生年金や障害手当金を受給できるときにも同様の措置が設けられている（同法第108条第3項）。

今回の調査客体のうち、傷病手当金の全部または一部が支給停止となっているものは223,813件であり、全体の71.94%となっている。支給日数（一部減額されて支給された日数を含む。）は2,921,877日であり、全額不支給の日数は860,842日となっている。また、減額金額（全額不支給となった金額は含まない。）は58億1902万円となっている。（表8）

表8 減額事由別 減額者への支給状況

減 額 事 由	件 数	日 数	金 額	減 額 金 額	不 支 給 日 数
			(千円)	(千円)	
総 数	223,813	2,921,877	14,974,774	5,819,020	860,842
初回請求で3日間の待機期間	212,544	2,552,240	13,280,486	2,175,347	819,272
報酬の一部支給	7,792	229,890	1,252,016	152,805	37,990
障害年金受給	940	36,634	127,381	988,694	980
障害手当金受給	-	-	-	-	-
老齢年金または退職共済年金受給	2,527	102,798	313,127	2,502,175	2,397
労災保険法の休業補償費	1	76	338	-	16
公害補償法の補償給付	-	-	-	-	-
その他	9	239	1,425	-	187

注1 「件数」は、減額期間または不支給期間がある者に係るものである。

2 「日数」は、一部減額されて支給された日数を含む。(全額不支給の日数は含まれない。)

3 「金額」は、支給された金額である。(一部支給の金額を含む。)

4 「減額金額」は、一部減額となった金額である。(全額不支給の金額は含まない。)

5 「不支給日数」は、全額不支給の日数である。

## 8. 資格喪失者及び現存者の支給状況

傷病手当金の支給件数のうち、資格喪失者に対するものは33,343件で全体の10.72%、現存者に対するものは277,756件で全体の89.28%となっている。

傷病別に資格喪失者の支給状況をみると、件数の構成割合では精神及び行動の障害(62.88%)、新生物(8.87%)、循環器系の疾患(7.77%)が高くなっている。(分析表第10表)

傷病別に全体の件数に占める資格喪失者の件数の構成割合をみると、精神及び行動の障害(37.21%)、神経系の疾患(29.66%)、循環器系の疾患(22.77%)が高く、特殊目的用コード(0.15%)、感染症及び寄生虫症(0.47%)、妊娠、分娩及び産じょく(0.71%)は低くなっている。(分析表第11表)

## 9. 都道府県別の支給状況

都道府県別の支給状況をみると、件数の割合では東京が全国の16.01%を占めていて最も高く、次いで大阪(9.08%)、愛知(7.16%)、福岡(5.64%)、神奈川(4.15%)の順となっている。

被保険者千人当たり件数を都道府県別に比較すると、沖縄(20.05件)、宮崎(16.25件)、熊本(15.69件)が高く、富山(9.05件)、秋田(9.08件)、岩手(9.20件)は低くなっている。

平均支給期間をみると、北海道(114.71日)、岩手(112.04日)、秋田(104.88日)などが長く、徳島(65.76日)、三重(66.61日)、熊本(69.17日)などが短くなっている。

全受給者に対する減額者の割合は、徳島(77.16%)、三重(76.98%)、和歌山(76.71%)の順で高くなっており、減額者の割合が低い順では、北海道(60.57%)、秋田(61.93%)、岩手(63.56%)となっている。

全受給者に対する資格喪失者の割合は、北海道(14.70%)、東京(13.03%)、岩手(12.41%)の順で高くなっており、三重(7.13%)、佐賀(7.72%)、徳島(7.76%)の順で低くなっている。(分析表第12表)

都道府県別に全受給者の傷病別における件数の構成割合をみると、全都道府県で特殊目的用コード、精神及び行動の障害での件数割合が高くなっており、特殊目的用コードは沖縄(59.81%)、兵庫

(55.88%)、香川(55.3%)の順で、精神及び行動の障害は東京(23.98%)、長野(21.91%)、北海道(21.31%)の順で高くなっている。(表9)

また、資格喪失者の傷病別における件数の割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害の割合が最も高くなっており、東京、新潟、京都など44都道府県では、50%を超えている。(表10)

表9 都道府県別 件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全国	特殊目的用コード	48.62	精神及び行動の障害	18.11	感染症及び寄生虫症	7.10
北海道	特殊目的用コード	36.15	精神及び行動の障害	21.31	新生物	12.22
青森	特殊目的用コード	39.99	精神及び行動の障害	13.49	感染症及び寄生虫症	12.22
岩手	特殊目的用コード	35.73	精神及び行動の障害	19.33	新生物	11.17
宮城	特殊目的用コード	41.05	精神及び行動の障害	18.65	新生物	10.38
秋田	特殊目的用コード	34.80	精神及び行動の障害	20.66	新生物	12.82
山形	特殊目的用コード	44.48	精神及び行動の障害	17.51	新生物	9.23
福島	特殊目的用コード	47.46	精神及び行動の障害	14.73	新生物	9.08
茨城	特殊目的用コード	48.86	精神及び行動の障害	15.47	新生物	8.58
栃木	特殊目的用コード	48.53	精神及び行動の障害	16.03	新生物	8.60
群馬	特殊目的用コード	48.11	精神及び行動の障害	16.59	新生物	8.04
埼玉	特殊目的用コード	44.86	精神及び行動の障害	17.73	感染症及び寄生虫症	10.02
千葉	特殊目的用コード	48.45	精神及び行動の障害	16.93	新生物	7.84
東京	特殊目的用コード	47.29	精神及び行動の障害	23.98	感染症及び寄生虫症	8.36
神奈川	特殊目的用コード	49.59	精神及び行動の障害	19.31	新生物	7.14
新潟	特殊目的用コード	44.81	精神及び行動の障害	19.98	新生物	8.37
富山	特殊目的用コード	48.03	精神及び行動の障害	14.16	感染症及び寄生虫症	10.45
石川	特殊目的用コード	50.72	精神及び行動の障害	16.59	新生物	9.08
福井	特殊目的用コード	54.04	精神及び行動の障害	15.37	新生物	7.37
山梨	特殊目的用コード	53.02	精神及び行動の障害	16.54	新生物	7.69
長野	特殊目的用コード	40.24	精神及び行動の障害	21.91	新生物	9.29
岐阜	特殊目的用コード	54.03	精神及び行動の障害	15.91	新生物	8.07
静岡	特殊目的用コード	43.83	感染症及び寄生虫症	15.12	精神及び行動の障害	14.44
愛知	特殊目的用コード	52.31	精神及び行動の障害	17.09	感染症及び寄生虫症	9.18
三重	特殊目的用コード	47.23	感染症及び寄生虫症	15.21	精神及び行動の障害	13.19
滋賀	特殊目的用コード	50.84	精神及び行動の障害	15.24	感染症及び寄生虫症	8.74
京都	特殊目的用コード	43.38	精神及び行動の障害	20.94	感染症及び寄生虫症	10.07
大阪	特殊目的用コード	51.27	精神及び行動の障害	19.87	感染症及び寄生虫症	6.12
兵庫	特殊目的用コード	55.88	精神及び行動の障害	16.02	新生物	6.15
奈良	特殊目的用コード	52.98	精神及び行動の障害	18.29	新生物	6.00
和歌山	特殊目的用コード	55.26	精神及び行動の障害	12.32	新生物	6.69
鳥取	特殊目的用コード	44.93	精神及び行動の障害	18.88	新生物	8.87
島根	特殊目的用コード	44.67	精神及び行動の障害	19.99	新生物	8.29
岡山	特殊目的用コード	50.90	精神及び行動の障害	16.90	新生物	7.27
広島	特殊目的用コード	51.32	精神及び行動の障害	15.27	新生物	7.59
山口	特殊目的用コード	48.70	精神及び行動の障害	12.95	新生物	8.67
徳島	特殊目的用コード	53.78	精神及び行動の障害	13.02	感染症及び寄生虫症	11.26
香川	特殊目的用コード	55.33	精神及び行動の障害	13.85	新生物	6.83
愛媛	特殊目的用コード	52.03	精神及び行動の障害	15.64	新生物	7.61
高知	特殊目的用コード	50.77	精神及び行動の障害	16.20	新生物	7.83
福岡	特殊目的用コード	46.45	精神及び行動の障害	17.62	感染症及び寄生虫症	10.03
佐賀	特殊目的用コード	49.16	精神及び行動の障害	13.84	感染症及び寄生虫症	9.15
長崎	特殊目的用コード	49.32	精神及び行動の障害	14.26	感染症及び寄生虫症	7.34
熊本	特殊目的用コード	54.67	精神及び行動の障害	13.80	新生物	6.16
大分	特殊目的用コード	48.61	精神及び行動の障害	12.64	感染症及び寄生虫症	11.72
宮崎	特殊目的用コード	53.49	精神及び行動の障害	13.05	新生物	6.46
鹿児島	特殊目的用コード	47.47	精神及び行動の障害	13.51	感染症及び寄生虫症	9.22
沖縄	特殊目的用コード	59.81	精神及び行動の障害	14.53	新生物	5.25

表10 都道府県別 資格喪失者の件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全国	精神及び行動の障害	62.88	新生物	8.87	循環器系の疾患	7.77
北海道	精神及び行動の障害	56.06	新生物	11.56	循環器系の疾患	9.46
青森	精神及び行動の障害	49.47	循環器系の疾患	18.15	新生物	14.23
岩手	精神及び行動の障害	46.79	新生物	14.29	循環器系の疾患	11.79
宮城	精神及び行動の障害	59.62	新生物	9.01	循環器系の疾患	8.32
秋田	精神及び行動の障害	56.91	新生物	11.60	循環器系の疾患	9.39
山形	精神及び行動の障害	55.56	循環器系の疾患	12.35	新生物	11.52
福島	精神及び行動の障害	51.82	新生物	10.41	循環器系の疾患	10.17
茨城	精神及び行動の障害	53.89	循環器系の疾患	12.84	新生物	10.11
栃木	精神及び行動の障害	57.45	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.34	新生物	9.62
群馬	精神及び行動の障害	55.53	循環器系の疾患	11.48	新生物	10.23
埼玉	精神及び行動の障害	61.28	新生物	9.63	循環器系の疾患	8.97
千葉	精神及び行動の障害	59.05	新生物	11.02	循環器系の疾患	9.51
東京	精神及び行動の障害	72.49	新生物	6.13	循環器系の疾患	5.78
神奈川	精神及び行動の障害	61.15	循環器系の疾患	9.60	新生物	7.94
新潟	精神及び行動の障害	67.99	新生物	9.05	循環器系の疾患	6.40
富山	精神及び行動の障害	59.38	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.38	新生物	8.85
石川	精神及び行動の障害	59.41	循環器系の疾患	10.33	新生物	9.96
福井	精神及び行動の障害	63.27	新生物	7.14	循環器系の疾患	6.63
山梨	精神及び行動の障害	54.17	新生物	12.50	循環器系の疾患	10.71
長野	精神及び行動の障害	61.44	新生物	9.48	循環器系の疾患	6.80
岐阜	精神及び行動の障害	60.00	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.67	新生物	9.33
静岡	精神及び行動の障害	54.37	新生物	10.95	循環器系の疾患	10.56
愛知	精神及び行動の障害	64.81	新生物	8.31	循環器系の疾患	7.55
三重	精神及び行動の障害	62.15	循環器系の疾患*	9.23	筋骨格系及び結合組織の疾患*	9.23
滋賀	精神及び行動の障害	63.87	新生物	10.65	筋骨格系及び結合組織の疾患	6.77
京都	精神及び行動の障害	67.42	新生物	6.78	筋骨格系及び結合組織の疾患	6.12
大阪	精神及び行動の障害	66.93	新生物	7.66	循環器系の疾患	6.36
兵庫	精神及び行動の障害	63.33	新生物	8.98	循環器系の疾患	8.23
奈良	精神及び行動の障害	66.40	循環器系の疾患	8.50	新生物	8.10
和歌山	精神及び行動の障害	53.76	新生物	14.52	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.68
鳥取	精神及び行動の障害	57.74	新生物	10.12	神経系の疾患	8.93
島根	精神及び行動の障害	54.30	循環器系の疾患	13.25	新生物	11.26
岡山	精神及び行動の障害	63.57	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.05	循環器系の疾患	7.66
広島	精神及び行動の障害	58.12	新生物	10.21	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.55
山口	精神及び行動の障害	43.69	新生物	15.77	循環器系の疾患	13.06
徳島	精神及び行動の障害	62.96	新生物	7.94	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.41
香川	精神及び行動の障害	60.93	循環器系の疾患	10.70	新生物	9.30
愛媛	精神及び行動の障害	57.35	新生物	12.32	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.19
高知	精神及び行動の障害	51.03	筋骨格系及び結合組織の疾患	13.40	新生物	12.37
福岡	精神及び行動の障害	63.33	新生物	10.12	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.74
佐賀	精神及び行動の障害	55.56	新生物	13.76	循環器系の疾患	8.99
長崎	精神及び行動の障害	50.50	新生物	13.00	筋骨格系及び結合組織の疾患	12.25
熊本	精神及び行動の障害	61.85	新生物*	8.43	筋骨格系及び結合組織の疾患*	8.43
大分	精神及び行動の障害	53.79	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.61	神経系の疾患	8.71
宮崎	精神及び行動の障害	54.92	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.11	新生物	8.57
鹿児島	精神及び行動の障害	53.06	新生物	10.41	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.80
沖縄	精神及び行動の障害	66.42	新生物	9.01	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.13

\* 同列2位のもの